

平成23年度

健全化判断比率等審査意見書

輪島市監査委員



発 輪 監 第 48 号
平成 24 年 8 月 23 日

輪島市長 梶 文 秋 様

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおりその意見書を提出します。

平成 23 年度健全化判断比率審査意見書

1. 審査の対象

- 健全化判断比率 ①実質赤字比率
②連結実質赤字比率
③実質公債費比率
④将来負担比率

2. 審査の期間

平成 24 年 8 月 6 日から 8 月 20 日まで

3. 審査の主眼と方法

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係職員から説明を聴取しながら慎重に審査した。

4. 審査の概要

平成 23 年度決算における健全化判断比率の状況は次のとおりである。

(健全化判断比率) (単位 : %)

項目	平成 23 年度	平成 22 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.96
② 連結実質赤字比率	—	—	17.96
③ 実質公債費比率	16.0	17.9	25.0
④ 将来負担比率	173.4	190.8	350.0

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示。

①実質赤字比率

実質赤字額がないため、「—(数値なし)」となっている。

②連結実質赤字比率

連結実質赤字額がないため、「—(数値なし)」となっている。

③実質公債費比率

当年度の比率は 16.0% で、早期健全化基準の 25.0% を下回っている。

前年度と比較すると 1.9 ポイント低下している。

④将来負担比率

当年度の比率は 173.4% で、早期健全化基準の 350.0% を下回っている。

前年度と比較すると 17.4 ポイント低下している。

5. 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

①実質赤字比率については、実質赤字額が生じておらず、特記すべき事項は認められない。

②連結実質赤字比率については、実質赤字額が生じておらず、特記すべき事項は認められない。

③実質公債費比率については、平成 21 年度 20.0%、平成 22 年度 17.9%、平成 23 年度 16.0%と年々改善されている。

昨年度に引き続き地方債の同意等については、協議団体となる。今後は大型事業が控えていることから、既存事業の見直しによる歳出の削減を図り将来の財政負担を考慮し、継続して実質的な地方債残高の縮減に努められたい。

④将来負担比率については、計画的な繰上償還の実施による地方債残高の減少、公営企業繰出見込額の減少により将来負担額が減少することに加え、財政調整基金積増しによる充当可能基金の増加より、比率の改善へと結びついた。平成 23 年度末において一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額は、標準財政規模の約 1.73 倍となっている。

については、市債の借入と償還のバランスに留意し、歳入・歳出ともに必要な事業の選択・集中を実施し、効率的な財政運営を行ない更なる財政健全化に努められるよう切に要望する。